

議案第 50 号

小松島市重度心身障害者等に対する医療費の助成に関する条例の
一部を改正する条例について

小松島市重度心身障害者等に対する医療費の助成に関する条例(昭和
48年小松島市条例第9号)の一部を別紙のように改正する。

令和元年6月10日提出

小松島市長 濱田保徳

小松島市重度心身障害者等に対する医療費の助成に関する条例の一部
を改正する条例

小松島市重度心身障害者等に対する医療費の助成に関する条例（昭和48年小松島市条例第9号）の一部を次のように改正する。

第3条第3項第1号中「控除対象配偶者」を「同一生計配偶者」に改める。

別表第2中「かつ」を「，かつ，」に、「及び」を「又は」に改める。

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 この条例による改正後の第3条第3項第1号の規定は、令和元年8月1日以後に受けた医療費の助成について適用し、同日前に受けた医療費の助成については、なお従前の例による。